

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和5年2月22日

事業所名 鈴鹿市第1療育センター

		チェック項目	はい	いいえ	無回答	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	13	7		・感染症対策として、療育室や訓練室の利用上限人数を定め、超過する場合は訓練室を分けて活動しています。 ・訓練室の部屋は限られているため予約表を見やすくし、職員間で予約状況を共有しながら、運用しています。	・引き続き感染症対策を徹底した上で、新型コロナウイルスの動向を踏まえ、訓練室の運用の見直し(利用人数の見直しなど)を行うなど改善を図っていきます。
	2	職員の配置数は適切である	15	5		・職員の不足が生じる場合は、状況に応じて職員の応援体制を確保しています。	・専門職によっては、職員が不足していることから、職員の充足を目指し、職員採用を行うなど改善を図っていきます。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	20			・お子様が活動の見通しをもていただけるよう、写真やカード、目印などのツールを用いて支援を行っています。 ・設備については、改善が必要な箇所から修繕等を行い、安全な施設環境となるよう留意しています。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	19	1		・毎日療育室や訓練室の清掃を実施し清潔保持に努めています。また療育器具の使用後には毎回アルコール消毒を行うなど感染症対策を徹底しています。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	15	4	1	・業務を振り返る時間が少なく、専門職によっては、他の職員との情報共有が難しいため、職員会議や職場内研修などを通じて、業務改善に努めています。	・定例の職員会議や職員代表が意見交換を行う運営会議などを実施し、PDCAサイクルの実現に向けて、取り組みを進めていきます。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	18	2		・評価アンケートを実施後、アンケート結果を職員に周知し、改善に向けて協議検討を図っています。またアンケートだけでなく、保護者様のご意見を尊重しながら、療育活動に反映できるよう取り組みを行います。	・保護者様のご意見を漏らさないよう、アンケートボックスの設置を検討するなど職員間で協議を進めながら、改善を図っていきます。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	17	1	2	・事業所内の掲示板に掲示していますが、閲覧していただく機会があまりないため、保護者様に周知する機会が必要だと感じています。	・きずなネットなどであらためて周知する機会を設けさせていただきたいと考えています。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	13	4	3		
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	20			・内部での職員研修を含め、職員が課題を出し合い、研修機会をもつように努めています。	・研修テーマや希望に応じて、職員が研修に参加しやすい職場環境づくりを進めていきます。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	20			・個別支援計画の作成時期だけでなく、保護者様からの聞き取りなどを通じて、園や相談支援専門員などと連絡を取り、児童発達支援管理責任者を交え適宜計画の見直しを行っています。	・多職種による多面的な視点から支援内容を共有し、個別支援計画の作成を進めていきます。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	17	1	2	・保護者様からのニーズやお子様の発達段階に応じて、発達検査を実施するとともに、検査結果を支援につなげていけるように対応を行っています。	・令和5年度より、保護者様のニーズやお子様の発達段階に応じて、定期的に発達検査を実施する予定です。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	17	1	2		・家族支援や地域支援については療育センターとして対応を行っていますが、個別支援計画への反映が出来ていないため、定期的に見直しを行い、適切な支援につなげていきます。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	20			・個別支援計画で提案している支援内容について、モニタリングの他、日々の支援の中でも適正に評価を行い、お子様の支援につなげられるよう取り組みを進めています。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	18	2		・保育士、児童指導員を中心にプログラムを立案し、クラスやお子様の特性に沿った支援内容を提示し、普段の療育に活かすようにしています。	・支援に携わる保育士、訓練士など専門職によるチームアプローチを継続して行います。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	18	1	1	・プログラム内容についてはお子様の年齢や特性に合わせて、変化をつけるようにしています。またプログラムが固定化しないように、職員配置と同様に改善を行っています。	・プログラムを作成する中で、お子様の状況や発達段階に応じて、改善を図っていきます。
16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	20			・療育活動は、お子様の発達課題に応じて個別活動と集団活動を組み立てるようしており、個別支援計画書に反映できるように留意しています。		

		チェック項目	はい	いいえ	無回答	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	20			・今までの活動の様子を把握し、課題解決に向けて活動前までに職員間で協議を行い、職員配置や支援内容について確認を行っています。 ・療育開始前に活動内容を職員に周知し、確認を行っています。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	20			・療育終了後には、個別の課題やクラスでの支援内容の評価を実施し、次回以降の支援に反映できるよう職員間で共有を行っています。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	20			・療育記録だけでなく、園での様子や保護者様からいただいた意見については記録することを徹底しており、支援課題などが見られる場合は、早期に解決できるよう対応を行っています。	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	20			・モニタリングについては、定められた期間に関わらず、変更の必要性が生じる場合は適宜見直しを図り、支援につなげるように留意しています。	
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	17	2	1	・児童発達支援管理責任者をはじめ、お子様に直接支援を行っている保育士や訓練士などが参画するようにしています。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	19		1	・行政の関係各課や他事業所と連携し、お子様の支援内容や家庭での困りごとなどについて情報共有を図り、課題解決を図っています。	・令和4年度には、鈴鹿市の関係各課と連携会議を実施し、情報共有を行う中で各機関が担う役割を明確化し、地域支援や連携方法について協議を行っています。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	19		1	・医療的ケアの必要なお子様への支援に際し、必要に応じて医療機関や訪問リハビリ、特別支援学校など関係機関と情報共有を行い、支援内容を確認しています。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	19		1	・医療的ケアの必要なお子様への支援に際し、必要に応じて医療機関や関係機関と情報共有を行い、支援内容を確認しています。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	20			・就園前に引継ぎ会議を実施し、必要に応じて園等と情報共有を行っています。 ・お子様の状況に応じて、園等に訪問させていただき、適切な支援につなげるように連携を図っています。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	20			・移行支援に限らず、保育所等訪問支援事業などを活用し、お子様の支援内容について学校関係者と情報提供を図り、適切な支援や助言等が出来るように関係づくりを行っています。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	18	2		・第2療育センターと協働し、地域の事業所に向けて、療育研修会を開催しています。またお子様が通う他の事業所と情報共有を図り、適切な支援につなげるようにしています。	・児童発達支援センターとしての役割を明確にするため、鈴鹿市第2療育センターと協働して、3か年計画を立案し、他事業所や他機関との連携を図るため、取り組みを進めています。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	7	11	2	・コロナ禍において、感染リスクの問題から園等との交流機会を持っていません。	・地域の児童との交流機会は必要であると考えており、お子様が通う園を中心に交流の方法を検討しながら、取り組みを進めています。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	16	3	1	・担当職員が自立支援協議会に参加し、他機関との情報共有や児童福祉の施策推進に参画しています。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	18	2		・療育時間の合間やフィードバックの時間などを活用して、保護者様とお話し、普段の生活や園での様子等を聞いて得た情報は職員間で共有し、支援課題について検討を行っています。	
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	9	11		・ペアレントトレーニングの実施に向けて、職員研修会を開催し、事業内容などについて共有を図っています。	・ペアレントトレーニングや保護者支援については、令和5年度より実施していきます。令和4年度は職員研修を実施し、職員間で保護者支援の方法について検討していきます。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	20			入所していただく際に、保護者様に対して、事業所の運営規程や利用内容について、契約書や重要事項説明書などを用いて説明を行っています。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	18		2	・前回の個別支援計画書との変更点や今後の支援計画について、保護者様に同意を得ながら、計画書の作成を行っています。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	18	2		・保護者様より個別に相談を受けた際は職員間で共有し、日々の支援につなげるよう留意しています。また相談内容によっては、関係機関とも情報共有を行い適宜対応を行っています。	・保護者支援については、個別に対応していますが、全般的に対応としては不十分であるため、相談しやすい体制づくりを進めています。

		チェック項目	はい	いいえ	無回答	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
保護者への説明責任等	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	8	10	2	・コロナ禍において、感染リスクの問題から保護者間の交流機会の確保が出来ていません。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	20			・お子様や保護者様のお困り事などについては、クラスの担当職員をはじめ、児童発達支援管理責任者や心理士が対応するようにしています。	・保護者様からは、どの職員に相談していいか分からないとの意見もいただいているため、相談窓口を明確にするとともに、職員全員が相談対応が出来るように改善していきます。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	13	4	3	・きずなネットを通じて、療育内容の変更や行事予定などの情報について適宜配信を行っています。	・令和4年度より、第2療育センターと合同で広報紙の発行を行い、利用者や地域の関係機関などに配布(配信)を行います。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	20			・職員の自席のパソコンや机上などに個人情報を開示したままにならないよう徹底しています。また関係機関と情報共有を行う際には、保護者様の同意を得て個人情報を開示するようにしています。	・個人情報の使用後や就業後は、鍵付きのキャビネットに保管するように徹底しています。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	20			・聴覚障害のあるお子様に対しては、簡単な手話を用いて意思疎通を図っています。 ・丁寧な説明が必要な保護者様には個別に対応を行い、支援内容などについて確認を行っています。 ・通訳員を配置し、必要に応じて帯同できるように対応を行っています。 ・絵や写真など、伝えやすい伝達ツールを用い支援を行っています。	・外国籍の保護者様やお子様については、通訳員が対応しており、身体障がいをお持ちの保護者様やお子様に対しては、合理的配慮を行えるよう取り組みを進めています。
40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	9	8	3			
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	19		1		・緊急時対応マニュアルや防犯マニュアルについては、適宜作成を行います。また法人内においては事業継続計画(BCP)の策定を進めています。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	17		3	・年間2回、避難訓練を実施しており、避難経路の確認や災害発生時の避難について保護者様にお伝えするようにしています。	・避難訓練の内容を見直すとともに、災害発生時における引き渡し訓練の実施に向けて取り組みを進めています。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	17	1	2	・保護者様からの聞き取りをもとに、個別に対応を行っています。また定期的に医療機関に通院、服薬などを行っているお子様に対しては、最新の情報を得て、支援につなげるように留意しています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	16	1	3	・個別に対応が必要なお子様に対しては、かかりつけ医や療育センターの嘱託医などと相談し対応を行うようにしています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	17		3	・支援場面での事故やヒヤリハットについては随時報告を行うよう徹底しており、再発防止に努めています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	17		3	・年に1回程度、虐待防止にかかる研修会を開催しています。	・令和4年度より、法人内に「身体拘束等適正化検討委員会」を設置しており、療育場面で不適切な拘束行為が行われていないか、委員会内で協議を行います。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	12	4	4	・療育活動において、身体拘束が必要なお子様は在籍しておりませんが、支援内容が身体拘束に当たらないか職員間で協議しながら、適切な支援の提供に努めています。	・法人内に「身体拘束等適正化検討委員会」を設置しており、療育場面で不適切な拘束行為が行われていないか、委員会内で協議を行います。